

関西保育園・認定こども園の従業員枠設定について

平成 30 年 9 月 18 日

法人本部 人事部

認可保育園・認定こども園（他施設含む）に入園できずに待機児童となっている方に対して、日の出福祉会が運営するふかえ虹こども園、おかもと虹こども園、かすみがおか虹こども園、あかし虹保育園、北おうじ虹こども園（平成 31 年 4 月開所）にて優先的に利用できる従業員枠を下記手順により設定します。

従業員枠受入可能人数

受入施設	はじめルーム	利用者負担額	一時保育	利用者負担額
ふかえ虹こども園	×	×	2 名	1 日 2,400 円
おかもと虹こども園	2 名	1 日 2,400 円	2 名	1 日 2,400 円
かすみがおか虹こども園	2 名	1 日 2,400 円	2 名	1 日 2,400 円
あかし虹保育園	×	×	2 名	1 日 3,000 円
北おうじ虹こども園	×	×	2 名	1 日 3,000 円

（１）利用条件

①対象者：

日の出医療福祉グループ正会員の正社員、非正規社員（日の出福祉会、博愛福祉会、奉志会）、キング醸造株式会社の社員、株式会社ロイヤルサイエンスの社員
（これから入社する者も可）

②利用条件：

従業員は居住する市町村へ施設型給付・地域型給付費等支給認定申請書（1 号、2 号、3 号認定の申請書）を提出する。



各市町村から入所保留通知が交付される。



待機児童確定

*他施設で待機児童となっているケースでも再度、第一希望に日の出福祉会が運営する上記保育園・認定こども園を記入する事

(2) 利用手順

- ①従業員は入所保留通知と利用者負担額決定通知書と利用申込書を事業所へ提出する。
- ②事業所は本部人事部へ利用申込書を提出する
- ③人事部は各保育園・認定こども園へ利用申込書を提出する。
- ④各保育園・認定こども園から従業員へ連絡し利用開始する。

(3) はじめルーム利用条件（おかもと虹こども園、かすみがおか虹こども園）

①利用条件：

- ・育児休業の終了に伴い、復職しなければならない状況にある。
- ・利用児童が満1歳に到達している。
- ・待機児童となっている。

②利用可能日時

月曜日～金曜日（土・日・祝日・年末年始は対象外）

7時～18時

③利用者負担額について

もし保育認定こどもとして入園できた場合の「保育認定を受けたこどもに係る利用者負担額」は本人負担とする。

はじめルーム月額負担額と本人負担額との差額について、事業所負担とする。

＊はじめルームの利用料金

1日 2,400円×利用日数分＝月額利用料

＊はじめルーム月額利用料－保育認定を受けたこどもに係る利用者負担額＝事業所負担とする

(4) 一時保育利用条件

（ふかえ虹こども園、おかもと虹こども園、かすみがおか虹こども園）

①利用条件：

- ・待機児童となっている。
- ・満1歳～5歳児

②利用可能日時

週3日（土曜日、日祝日、年末年始は対象外）

8時～18時

③利用者負担額について

もし保育認定こどもとして入園できた場合の「保育認定を受けたこどもに係る利用者負担額」は本人負担とする。

一時保育月額負担額と本人負担額との差額について、事業所負担とする。

＊一時保育の利用料金

1 日 2,400 円×利用日数分＝月額利用料

＊月額利用料－保育認定を受けたこどもに係る利用者負担額＝事業所負担とする

(5) 一時保育利用条件（あかし虹保育園・北おうじ虹こども園）

①利用条件

- ・待機児童となっている。
- ・満 1 歳～5 歳児

②利用可能日時

月曜日～金曜日（土・日・祝日・年末年始は対象外）

8 時～17 時

③利用者負担額について

もし保育認定こどもとして入園できた場合の「保育認定を受けたこどもに係る利用者負担額」は本人負担とする。

一時保育月額負担額と本人負担額との差額について、事業所負担とする。

＊一時保育の利用料金

1 日 3,000 円×利用日数分＝月額利用料

＊月額利用料－保育認定を受けたこどもに係る利用者負担額＝事業所負担とする

(6) 利用上の注意点

①従業員が保育園に入園できない為に仕事ができない状況を救済することが目的である為、他施設の保育園・認定こども園からの転園は不可とする。

②多子減免により利用者負担額の軽減を受けた者については、事業所負担額は 30,000 円を限度とする。

＊多子減免＝第 2 子、第 3 子に対する保育料の減免

②利用申込受付後、利用希望者が事業の受入能力を上回り全員の利用が困難である場合は各事業所が定めた基準に基づく優先順位に従って利用調整（選考）を行います

す。選考後、利用調整（選考）の結果をお知らせします。

- ③はじめルーム及び一時保育は待機児童に対する暫定的な利用であり、引き続き 1 号 2 号 3 号認定での入園申込を該当の市役所へ申請すること。
- ④認定を受けて入園できた場合は事業所負担について停止する。